

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定
解除予定の保安林(三件)
- ◇ 内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止
- ◇ 公 告 消防設備士試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指 定 年 月 日
大家 医 院	鳥取市吉方町二丁目四一〇	昭和五十一年五月九日
大塩内科医院	鳥取市若桜町四九一八	"
竹内クリニック	鳥取市新町二二二	"
車尾診療所	米子市車尾九〇四の五	"
渡 辺 医 院	米子市大篠津町一五五二	"
井上内科医院	米子市中島三三二の五	"
伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七の三	"
上田耳鼻咽喉科医院	倉吉市山根四八八の一	"
井 上 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬四七七の六	"
岸田歯科医院	境港市京町四二	"
江原歯科医院	西伯郡中山町田中荒神上五七〇の二	"
遠 藤 医 院	八頭郡智頭町郷原一五一の三	"
伊 藤 医 院	東伯郡北条町大字江北八一	四月二十三日
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原三丁目二一〇一 長谷川ビル二F	五月六日

鳥取県告示第四百十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大柿字保木五八三の四

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字座性平六七〇ノ一（次の図に示す部分に限る。）

（一）保安林として指定された目的

水源のかん養

（三）解除の理由

道路用地とするため

（一）解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字上西谷字割レ岩三八三の五

（二）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（三）解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字小泉字小泉奥（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十一年五月二十一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川 昭和五十一年六月一日から昭和五十一年六月五日まで(引懸(ノロ)及び投網に限る。)

天神川 昭和五十一年六月一日から昭和五十一年六月六日午前五時まで(投網にあつては、昭和五十一年六月十三日正午まで)

日野川 昭和五十一年六月一日から昭和五十一年六月四日まで(投網にあつては、昭和五十一年六月六日まで)

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

第33条の12の規定により公告する。

昭和51年 5月21日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1. 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験

昭和51年 7月30日 午前9時30分から

イ 実技試験

昭和51年 8月30日 午前9時30分から

(2) 試験の場所

鳥取市及び米子市

2. 試験の種類

(1) 甲種消防設備士試験

(2) 乙種消防設備士試験

3. 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。

4. 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和51年 6月7日から昭和51年 6月25日まで(郵送の場合は、昭和51年 6月25日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

(3) 提出書類

ア 受験願書

所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真(受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦5.5cm、横4cmの

正面上半身像のもの) 1枚

(4) 受験手数料等

ア 受験手数料

甲種消防設備士試験 1,500円

乙種消防設備士試験 1,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

ウ 既納の手数料は、返還しない。

5 その他

(1) 受験願書は、各消防本部又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】